

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（案）

制定 平成28年4月1日 27農振第 号

第1 配分基準

農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け27農振第 号農村振興局長通知。以下「要領」という。）別紙6の第4の4の(1)の交付対象となる活性化計画の決定及び農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準については、次のとおりとする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の予算額の範囲内において、次に掲げる事業の実施に必要な当該年度予算額を、都道府県知事又は市町村長に配分する。

- (1) 要領の別紙6の第7の2の規定による交付金の交付対象となった活性化計画に基づき実施する交付対象事業のうち、その実施期間が複数年にわたるもの
- (2) 農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）附則の3の規定に基づき平成28年度以降も実施することを予定している事業

2 当該年度に提出された活性化計画に対する交付の決定及び配分

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の予算額から1による配分額を減じた額（以下「新規配分枠」という。）の範囲内において、当該年度に提出された活性化計画（実施要領別紙6の第4の5に基づく重要な変更を実施する活性化計画を含む。）に対する交付の決定を行い、当該計画に係る交付対象事業の実施に必要な当該年度予算額を都道府県知事又は市町村長に配分する。

なお、要領の別紙6の第4の3の審査基準を満たしている活性化計画の当該年度予算要望額の合計が、新規配分枠を超える場合においては、次の方法により交付対象計画を決定する。

- (1) 国は、要領の別紙6の第4の3の審査基準を満たしている活性化計画について、次の方法により、目標水準ポイントを付与する。

ア 交付対象事業別概要の事業活用活性化計画目標の第1評価指標について、項目ごとに具体的な数値目標を当該活性化計画に係る交付対象事業の

事業費で除した値を偏差値に換算し、15ポイントを限度として対応する活性化計画に付与する。

イ 同一の交付対象事業別概要に事業活用活性化計画目標の第2評価指標が記載されているときは、第2評価指標の記載のある活性化計画について、第2評価指標の項目ごとに具体的数値目標を当該活性化計画に係る交付対象事業の事業費で除した値を偏差値に換算し、5ポイントを限度として対応する活性化計画に付与する。

ウ ア及びイにより付与したポイントを合計し、各活性化計画の目標水準ポイントとする。

(2) 国は、(1)の目標水準ポイントと、次のポイントを合計し、その合計ポイントが高い活性化計画から順に新規配分枠の範囲内で交付対象計画の決定を行い、当該計画に係る交付対象事業の実施に必要な年度予算額を配分する。ただし、その最後の配分可能額が交付対象計画の当該年度予算要望額を下回る場合には、配分の対象としない。

ア 要綱第2の1の(1)の①及び②に掲げる対策が、活性化計画の関連事業として位置づけられ、同対策を実施している、又は実施する見込みがある場合には、3ポイントを加算する。

イ 要領の別紙6の第4の1の(1)の事前点検シートにおいて、交付対象事業について他の施策が活用可能な場合には、5ポイントを減算する。

ウ 別紙の1による優先採択ポイントについて、3ポイントを限度として加算する。

なお、順位付けの結果、同ポイントの活性化計画が複数ある場合には、当該活性化計画に係る交付対象事業の事業費の合計の大小及び当該活性化計画の計画主体が過去において本交付金の活用を行った場合にはその事業活用活性化計画目標の達成状況を考慮し、別紙の2により、交付対象計画を決定することとする。

第2 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、交付対象事業別概要における事業活用活性化計画目標の設定状況など、本交付金の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

別紙

1 優先採択ポイントの考え方

優先採択ポイントの考え方	ポイ ント
離島振興計画 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業であるもの	1
輸出促進条件整備事業 交付対象事業のうち、輸出促進に資する事業であるもの	1
耕作放棄地の解消に向けた取組 計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行うもの 注： 耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合とは、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。	1
地域再生計画 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業であるもの	1
総合化事業計画 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に規定する総合化事業計画に位置付けられている事業であるもの	1
定住自立圏共生ビジョン 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置付けられている事業であるもの	1

国土強靭化施策	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靭化地域計画に位置付けられている事業であるもの	1
福祉、教育、観光等と連携した地域活性化に向けた取組	①子ども農山漁村交流プロジェクトの取組であるもの ②「農」と福祉の連携プロジェクトの取組であるもの ③農観連携プロジェクトの取組 ④空き家・廃校活用交流プロジェクトの取組 ⑤重点「道の駅」の取組 ⑥ジオパークによる地域活性化の取組	各1
女性の能力の積極的な活用	農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の能力の積極的な活用について（農林水産事務次官通知：平成24年4月20日制定）の基本方針に基づいた取組を実施する事業であるもの	1

2 同ポイントの活性化計画に対する交付決定の考え方

- ① 当該活性化計画に係る交付対象事業の事業費の合計が小さいものから順にポイント（1ポイント～）を付与する。
- ② ①のポイントが高い活性化計画から順に新規配分枠の範囲内で交付対象計画を決定する。